

宮古島市地産地消推進協議会会則

(名称)

第1条 この会は宮古島市地産地消推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(位置)

第2条 この会の事務所は宮古島市平良字西里 1140 番地に置く。

(目的)

第3条 協議会は、生産者と消費者及び事業者が連携を深め、宮古島市内で生産される農林水産物の生産振興と市内消費の拡大を促進し、伝統的な食文化の継承と健康的な食生活を維持するとともに、未利用資源の利活用による生産者の所得向上に繋げるため、必要な事業を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮古島市地産地消推進基本計画に関すること。
- (2) 学校給食、福祉施設及び観光関連を含む飲食店等での地産食材の活用促進に関すること。
- (3) 地産食材の普及啓発活動推進に関すること。
- (4) ストック機能・一次加工強化を図る6次産業化の推進に関すること。
- (5) 関係事業者のネットワーク強化に関すること。
- (6) その他、目的達成に必要な事項に関すること。

(組織)

第5条 協議会は、別表第1に掲げる会員を持って構成する。

- 2 協議会からの退会を希望する会員は、事務局に申し出ることによって退会できることとする。
- 3 協議会への新規入会を希望する者は、協議会の総会における承認を受けて会員となることができる。

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 監査役 1名
- 2 会長は、会員の互選により、総会で選任する。副会長以下の役員は、会長が委嘱する。
 - 3 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、役員に異動等があった場合は、後任者が務めるものとする。ただし、任期は前任者の残任期間とする。

(職務)

第7条 会長は協議会を代表し、その業務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときまたは欠席のときは、その職務を代行する。
- 3 監査役は会の業務および財産の状況を監査する。

(会議)

第8条 協議会の会議は、総会及び役員会並びに定例会議とする。

- 2 総会は毎年5月に開催する。但し必要あるときは臨時総会を開くことができる。
- 3 総会は以下の事項について議決する。
 - (1) 会則の変更
 - (2) 会長の選任
 - (3) 予算および事業計画
 - (4) 協議会の解散
 - (5) その他協議会の運営に関する重要事項
- 4 総会は会員の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 5 役員会は会長が必要と認めたとき適宜開くことができる。
- 6 定例会議は会長が必要と認めたとき適宜開くことができる。

(議決)

第9条 会議の議決は、出席者の過半数で決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は宮古島市産業振興局産業振興課に置き、事務局長に産業振興課長をあてる。

(会計年度)

第11条 協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(委任)

第12条 この会則に定めのない事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

附則 この会則は令和7年1月14日から施行する。